

令和 8 年 5 月 2 2 日 宣 告

令和 7 年（わ）第 3 2 3 号 殺 人 被 告 事 件

主 文

被告人を拘禁刑 1 2 年に処する。

5 未決勾留日数中 1 0 0 日 を その 刑 に 算 入 す る。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

**（罪となるべき事実）**

被告人は、令和 7 年 9 月 1 2 日 午 後 5 時 4 0 分 頃 から 同 日 午 後 6 時 2 4  
10 分 頃 ま で の 間 に、 静 岡 県 駿 東 郡（ 住 所 省 略 ） 所 在 の A 方 に お い て、 B（ 当  
時 5 6 歳 ） に 対 し、 殺 意 を も っ て、 そ の 頸 部 を ネ ク タ イ で 絞 め 付 け、 さ ら  
に、 A と 共 謀 の 上、 B の 頸 部 を ネ ク タ イ 及 び タ オ ル で 絞 め 付 け、 よ っ て、  
そ の 頃、 同 所 に お い て、 同 人 を 頸 部 圧 迫 に よ る 窒 息 に よ り 死 亡 さ せ て 殺 害  
し た。

15 **（量刑の理由）**

本件は、被告人が、30 年以上前に交際を始め、恋愛感情や肉体関係は  
既になくなっていたものの関係を断ち切れずに、面倒をみていた被害者を  
殺害したという事案である。

犯行態様は、被害者の背後からネクタイを首に巻き付けて絞め付け、そ  
20 の後、被害者が生きていることに気が付き、犯行を知った被害者の母から  
救急車を呼ぶことを提案されても思いとどまることのないまま、もう一度  
首を絞めるというもので、強い殺意に基づく犯行である。また、犯行前日  
に凶器であるネクタイを準備していることからすれば、一定の計画性は認  
められるものの、場当たりの被害者の遺体を押入れに隠すなど、殺害後  
25 のことには考えが至らないまま犯行に及んでおり、計画に周到さは認めら  
れない。

犯行に至る経緯をみると、被告人は、交際の比較的初期の段階で被害者から暴力を受けたり脅されたりし、被告人に執着し、行動を束縛する被害者への恐怖心等から関係を断ち切れずにいた中で、被害者が自宅に引きこもるようになった平成30年頃からは、被害者から頼まれた物を買って自宅に届けるなどの世話を日常的に行うようになった。被告人は、被害者の機嫌を損なわないようにしなければいけないと気を遣う一方、被害者の横柄な態度に怒りを覚えるなどし、そのような状況に疲弊して一人で思い詰めていき、被害者との関係性に限界を感じたが、関係解消を切り出せば被害者に危害を加えられるとの思いから殺害を決意するに至った。このような経緯は、被告人に同情すべき面もある。しかし、被告人は、夫を始めとする周囲の人々に相談したり、以前に被害者からの連絡が途絶えた際に音信不通にしたりするなど、被害者との関係を断ち切るために採り得る手段があったのに、そのような行動をあえてとらなかった。また、被告人が被害者から暴力を受けたのは20年以上前のことであり、被害者は、本件当時、足腰が弱っていて、客観的に見て被告人に危害を加えることができるような状況にはなく、被告人もそのような被害者の状況は認識していた。そうだとすると、犯行に至る経緯を量刑上考慮するにしても、限定的なものにとどまる。

なお、2回目に被害者の首を絞めた際には、被告人がその場に呼んできた被害者の母もこれに加わっているが、その関与の程度は小さく、本件の犯行はほぼ被告人の犯行というべきである。被害者の母を犯行に関わらせたことは、被告人の刑事責任の軽重には影響しない。

以上のとおりの犯情に加えて、被告人の夫が、事件の内容を理解した上で、婚姻を継続して被告人を支える意向であること、被告人が反省の態度を示していることなど被告人に有利な一般情状も考慮し、同種事案の量刑傾向（殺人、被害者1名、凶器等あり（ひも・ロープ類）、被告人から見た

被害者の立場が知人・友人・勤務先関係、量刑上考慮した前科がすべてなし)も参照して、主文のと通りの刑を科すのが相当であると判断した。

(求刑 拘禁刑 1 5 年)

令和 8 年 5 月 2 2 日

5 静岡地方裁判所沼津支部刑事部

裁判長裁判官 薄 井 真由子

10 裁判官 明 日 利 佳

裁判官 加 藤 明日美